

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 22 日）

府省名	厚生労働省
対象事業名	労働基準法関連手続

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年)	オンライン 手続件数 (令和元年)	オンライン 利用率 (令和元年)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
49212	1 年単位の変形労働時間制に関する協定届	1 申請等	6 民間事業者等	1 国	390,792	5,926	1.52%	20%	令和 5 年度末
49798	時間外労働・休日労働に関する協定届	1 申請等	6 民間事業者等	1 国	1,775,045	33,499	1.89%	20%	令和 5 年度末
49828	就業規則（変更）届	1 申請等	6 民間事業者等	1 国	800,832	34,111	4.26%	20%	令和 5 年度末

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

別紙のとおり

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

オンライン化済み

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none">・ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届・ 時間外労働・休日労働に関する協定届・ 就業規則（変更）届
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>（1年単位の変形労働時間制に関する協定届） 使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、1年以内の一定の期間を平均し1週間当たりの労働時間が40時間を超えないよう定め、当該協定を所轄労働基準監督署長に届け出るもの。これにより、当該協定の定めにより特定された週、日において法定労働時間を超えて労働させることができる。</p> <p>（時間外労働・休日労働に関する協定届） 使用者が労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定を所轄労働基準監督署長に届け出るもの。これにより、当該協定の範囲で法定労働時間を延長し、又は、休日に労働させることができる。</p>

(就業規則(変更)届)

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出る必要がある。

【年間総手続件数(令和2年度)、オンライン利用率(令和2年度を含む過去5年間)】

※総手続件数、オンライン利用率については年単位で算出。

手続名	年間総手続件数	オンライン利用率				
		令和2年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1年単位の変形労働時間制に関する協定届	405,924	0.18%	0.32%	0.69%	1.52%	3.12%
時間外労働・休日労働に関する協定届	1,846,381	0.32%	0.32%	0.96%	1.89%	3.99%
就業規則(変更)届	844,178	0.84%	1.26%	2.76%	4.26%	9.71%

<p>オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方（主要な手続について目標設定）※調査の場合でも</p>	<p>【目標】 オンライン利用率 20% （定義）オンライン利用率＝対象手続のオンライン申請件数/対象手続の総手続件数</p>
	<p>【取組期間（達成期限）】 令和5年度末まで</p>
	<p>【目標・期間設定の考え方】 オンライン利用率について、「オンライン利用率目標及び取組期間設定の考え方」を踏まえ、初期フェーズに分類されることから、20%とした。 期間について、令和2年度において、対象手続に関してオンライン利用率を向上させるべく様々な取組を行ったところであり、令和3年4月から電子署名、電子証明書が不要になったところである。その効果については経過的に状況を注視していく必要があり、効果が反映される時期を考慮して令和5年度末とした。</p>

<p>定 目 標 値 を 記 載</p>		
<p>オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①</p>	<p>課題</p>	<p>オンライン利用における利便性の向上等</p>
	<p>中間 KPI</p>	<p>【目標・達成期限】令和3年度、令和4年度においてシステム改修（必須項目欄の明示、入力ガイドの表示、受理印返送機能の拡充等）等を行い、利便性を高め、オンライン利用率向上を図る。</p>
		<p>【KPI の定義】</p>

	アクション プラン a	【取組内容】 システム改修等により、利便性を高めるための機能強化等を図る。
		【取組期限（期間）】 令和4年度末
	アクション プラン b	【取組内容】 機能強化等について、各種機会を捉え周知を実施する。
		【取組期限（期間）】 令和5年度末
	アクション プラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

更新・公表については省内の方針に沿って対応予定。

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

公労使で構成される労働条件分科会において、オンライン申請件数等をもとにご審議いただき、議事録を厚生労働省ホームページに公表する。

7. 基本計画の見直し

第三者チェックの結果を踏まえ、必要に応じて基本計画を見直し、改定を行う。